

令和4年 第3回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和4年9月8日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和4年9月8日 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	2番 林 敬 生	
	2	3番 藤 田 徹 也	
	3	4番 山 上 耕 司	
	4	5番 宮 地 利 雄	
	5	6番 林 康 彦	
	6	7番 池 本 光 章	
	7	8番 大 西 幸 江	
	8	9番 亀 井 文 男	
	9	10番 濱 田 高 嘉	
	10	11番 池 本 興 治	
	11	12番 藏 谷 重 文	
	12	13番 前 田 省 二	
不応招議員	1番 徳 永 貴 久		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	不応招議員のとおり		
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1	町 長	上 村 俊 之
	2	教 育 長	高 橋 典 子
	3	総 務 部 長	杉 田 和 房
	4	健康福祉部長	今 井 稔
	5	産業建設部長	越 智 康 浩
	6	消 防 長	濱 田 将 典
	7	総 務 課 長	坂 上 将 人
	8	企画情報課長	檜 垣 明 宏
	9	出 納 室 長	田 中 耕 造
	10	住 民 課 長	田 房 良 和
	11	健康推進課長	竹 林 佳 子
	12	海 光 園 長	角 濱 信 夫
	13	建 設 課 長	岡 本 恭 典
	14	農林水産課長	藤 田 直 弥
	15	観光戦略課長	黒 瀬 智 貴
	16	公営事業課長	後 藤 隆 宏
	17	魚 島 支 所 長	大 林 卓 也
	18	教 育 課 長	梨 木 善 彦

議員・職員以外で会議に出席した者		上島町代表監査委員	森 本 英 隆
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 課長補佐	山 本 勝 幸 田 房 聡 子
町長提出議案の題目	1 報告事項 令和3年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 2 令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 3 令和3年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 4 令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和3年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和3年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和3年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和3年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和3年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和3年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和3年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和3年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 16 令和3年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 17 令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 18 上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 19 上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 20 令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号） 21 令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 22 令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号） 23 上島町固定資産評価審査委員会の委員の選任について 24 上島町固定資産評価審査委員会の委員の選任について 25 上島町教育委員会委員の任命について 26 上島町農業委員会委員の選任について 27 上島町農業委員会委員の選任について 28 上島町農業委員会委員の選任について 29 上島町農業委員会委員の選任について 30 上島町農業委員会委員の選任について 31 上島町農業委員会委員の選任について 32 上島町農業委員会委員の選任について 33 上島町農業委員会委員の選任について 34 新町建設計画の変更について		

その他の 題目	1 副議長の選挙 2 議席の変更 3 議員派遣報告について （伊方町及び県立三崎高等学校寄宿舎の視察訪問） 4 議員派遣報告について （町民と町議会議員の意見交換会） 5 議員派遣の件（上島町男女共同参画講演会）
日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 5番・議員 宮地 利雄 6番・議員 林 康彦
会期	令和4年9月8日～9月22日（15日間）
傍聴者数	10名（男9名・女1名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は12名です。なお、徳永議員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

それと、行政側から副町長も欠席の届けが提出されております。

それでは、ただいまから令和4年第3回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○（前田 省二 議長）

まず、御報告いたします。

寺下満憲議員が、9月4日に御逝去されました。心から御冥福をお祈りいたします。

寺下満憲議員は、昭和61年、旧生名村議会議員の当選から、通算9回当選し、この間、副議長及び各委員長を歴任され、町政の発展に御尽力されました。その功績は、皆様の御承知のとおりでございます。ここに寺下満憲議員の御冥福をお祈り申し上げ、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆さん、御起立をお願いいたします。

黙祷。

お直りください。御着席をお願いします。

なお、現時点での議席番号13番は欠番とし、副議長の選挙までの議席の変更は行いませんので、御了承ください。

○（前田 省二 議長）

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番・宮地議員、6番・林康彦議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 池本光章議員、よろしくお願いいたします。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

オミクロン株が猛威を振るっており、感染対策もしっかりとやらなければならないところですが、感染しても重症化しないために、普段からの体力づくりが肝心ではないかと考えている今日この頃でございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

令和4年第3回定例会の開会にあたり、去る9月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日8日から22日までの15日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定いたしました。

どうか本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(池本 光章 議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、池本光章議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から22日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、9月8日から9月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和4年6月24日、越智今治農業協同組合第25回通常総代会、及び令和4年7月10日、マンドリンパイレーツ公式戦にそれぞれ議長が出席いたしました。

令和4年7月22日、令和4年度全国離島振興市町村議会議長会第1回総会、同じく第1回研修会へ議長がオンラインで出席しました。

令和4年8月9日、愛媛県町村議会議長会第1回全員協議会、同月19日、令和4年度第1回上島町総合戦略等推進会議、同月22日、知事との意見交換会、及び同月30日、令和4年度第2回上島町総合戦略等推進会議へいずれも議長が出席いたしました。

続いて、本年6月から8月実施分の監査委員からの例月出納検査報告書の写しを議員の皆様様の御手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適切に実施されている旨の報告がありますので、7月実施分の報告書については、監査委員からイベント業務の増額に係る意見が付されておりますので、あわせて配布しております。

また、地方自治法199条第7項の規定により財政援助団体等監査として、上島町商工会を対象に監査を実施しており、適切であった旨報告されています。

次に、令和4年9月1日付けで寺下議員から、副議長の職を辞する願いが提出されましたので、地方自治法第108条の規定に基づき、閉会中、事情勘案のうえ、議長において同日付けで許可いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、副議長の選挙

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「副議長の選挙」を行います。

これから、直ちに選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(山本事務局長、議場閉鎖)

○(前田 省二 議長)

なお、

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長、質問していいですか。

○(前田 省二 議長)

何ですか。

○(9番・大西 幸江 議員) 誰か立候補されてるんですか。

○(前田 省二 議長)

この場で立候補です。(大西議員から「この場で立候補するんですか」の声あり)

○(前田 省二 議長)

なお、ケーブルテレビのカメラについては、表記が映らないようの対応をお願いいたします

いと思います。

(該当カメラ停止)

○(前田 省二 議長)

申し訳ございません。立候補者は、今のところ表明しておりませんが、全員の方々が立候補者ということになっているそうです。

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に池本光章議員、藏谷議員を指名します。

これから投票用紙を配布いたします。事務局長が配布する投票用紙を正規のものとみなします。

(山本事務局長、議席順に投票用紙を配布)

○(前田 省二 議長)

念のため、申し上げます。この選挙は、自治法第118条の規定により、公職選挙法が準用されます。投票は、単記無記名投票で行います。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票を行います。

投票用紙の配布もれはございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

配布もれなしと認めます。

○(前田 省二 議長)

投票箱を点検いたします。

(山本事務局長、投票箱(蓋・箱の順)の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○(山本 勝幸 事務局長)

(点呼・投票)

2番、林敬生議員。3番、藤田議員。4番、山上議員。5番、宮地議員。

6番、林康彦議員。7番、池本光章議員。8番、藏谷議員。9番、大西議員。

10番、亀井議員。11番、濱田議員。12番、池本興治議員。14番、前田議長。

○(前田 省二 議長)

それでは、投票もれはございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

投票もれなしと認めます。

投票をこれで終わります。

○(前田 省二 議長)

開票を行います。

池本光章議員、藏谷議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

(池本 光章 議員、藏谷 重文 議員、登壇)

それでは、事務局長投票箱を開けてください。

(山本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す)

(池本 光章 議員、藏谷 重文 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効0。有効投票中、藏谷議員 7 票、林康彦議員 5 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、藏谷議員が、副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(山本事務局長、議場開鎖)

○(前田 省二 議長)

それでは、ただいま副議長に当選されました藏谷議員が議場におられますので、会議規則第33条第 2 項の規定によって、本席から当選の告知をいたします。

藏谷議員、ここで当選承諾の挨拶をお願いいたします。挨拶は登壇して行ってください。
藏谷議員。

○(8番・藏谷 重文 議員) はい。

(藏谷 重文 議員、登壇)

○(8番・藏谷 重文 議員)

おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

一言、御挨拶をさせていただきます。

この度、副議長に就任いたしました藏谷です。指名いただいた議員の方々に感謝とともに、お礼を申し上げます。

今後は、副議長として、議長とともに議会を円滑に進めて、尽力する所存でございます。
この町を良くするのも、悪くするのも我々議員の責任もあると思います。町議と行政が一丸となり、上島町を盛り上げていきたいと思います。

簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。以上。(議員から拍手)

(藏谷 重文 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ありがとうございました。藏谷副議長、よろしくお願いいたします。

ここで、議席の指定をするため暫時休憩をいたします。休憩いたします。暫時です。

(休憩 9時28分 ～ 9時42分)

日程第 5、議席の変更

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、お手元に配布した議席表の

とおり指定いたします。

その議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

○(山本 勝幸 事務局長)

1 番、徳永議員。2 番、林敬生議員。3 番、藤田議員。4 番、山上議員。5 番、宮地議員。
6 番、林康彦議員。7 番、池本光章議員。8 番、大西議員。9 番、亀井議員。
10 番、濱田議員。11 番、池本興治議員。12 番、藏谷副議長。13 番、前田議長。
14 番は、欠番でございます。

以上です。

○(前田 省二 議長)

はい。議席の変更については、事務局長が読上げた議席表のとおり指定いたします。

なお、定数に欠員が生じたことから、上島町議会申合わせ事項③の13番を12番に、14番を13番に読替えることといたします。

日程第6、行政報告

○(前田 省二 議長)

それでは、続いて、日程第6、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

今まで経験しなかった猛暑という言葉が今年も繰り返すことになり、異常気象が大きな話題となる時候が続いています。

記録的大雨により各地で洪水や土砂災害が発生しており、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

はじめに、9月4日に御逝去された寺下議員に、謹んで哀悼の意を表します。町民の目線で行動されるその姿は、常に我々の指針でした。その一生を捧げられた町政を更に発展させることを心からお誓いし、政治に携わる者として恥ずかしくないよう歩んでまいりますので、天空より私どもの行く手をお見守りください。

本日は、令和4年第3回定例議会を招集いたしましたところ、大方の出席をいただき誠にありがとうございます。

行政報告として、6月定例議会後の主な事項のみを報告させていただきます。

まず、上島町のコロナ感染状況ですが、7月から8月にかけて初めてのクラスターが発生するなど、今までにない感染力の強さに違和感を覚えています。陽性者はもちろん感染関係者は日常の経済活動などに制約を受け、不便な生活に困惑されていると思いますが、現オミクロン株の重症化率の低さのみが一つの救いです。

町民の皆様の御協力により、久しぶりに華やいだふるさと夜市などのイベント後も感染拡大はなく、上島町は県下でも10万人当たりの発生者数を最も少なく抑えられています。

ただ、夏休み帰省等、久しぶりの歓談等が原因か、継続的に陽性者が発生しておりますので、町民の皆様は今後も正しい情報でコロナに対応し、収束に向けて基本的な感染回避行動をとっていただきますようお願いいたします。

7月8日に発生した安倍元総理襲撃による急逝は、日本中に衝撃が走りました。暴力による言論弾圧は民主主義を否定する愚挙であり、思想の違いはあれ、日本国民のために全力を尽くした政治家には敬意を払うべきではないでしょうか。

自由で平和な日本での謂れの無い殺人事件に、無念な気持ちを持ち続けているのは私だけではないと思います

その中でも、2日後投票の参議院選挙においては、上島町の投票率が県下で最高位となり、国政に関心を持ち続け、日本の将来を決める選挙に積極的に参加していただいている町民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

7月12日には、愛媛県教育委員会から県立学校振興計画案が公表されました。これは全日制高校を2027年度までに、55校から44校に集約するという内容であり、当初の条件では弓削高校にとって募集停止が必然で危機的な状況でした。

しかし、弓削高校在校生やPTA関係者の御尽力、弓削高校と上島町の取り組みや提案に対する愛媛県教育委員会の御理解により、昨年8月の中間報告で示された募集停止の条件が「入学生が3年連続で30人以下となった場合」から、今回の公表案では、弓削高校と中島分校のみは「20人未満」となり、弓削高校存続の可能性が大きくなっています。

現在、上島町では弓削高校の10年後を見据え、給食の提供をはじめ様々な支援に取り組んでいます。今回の愛媛県教育委員会の御高配に甘えることなく、町外からの離島留学生を増やすための、寮の整備計画も進めていますので、弓削高校の魅力化拡大に向けて、町民の皆様の御協力と御理解をお願い申し上げます。

7月20日から21日にかけて、国の来年度予算編成に向けた「上島町重要施策要望」のため上京いたしました。

その内容は、「離島航路の指定緩和について」「離島医療の充実について」「離島における燃油等の格差是正について」「歴史文化遺産の調査と保存・活用について」「島内道路における道路構造物等整備について」「移住・定住促進及び関係人口創出への支援について」「公営住宅の入居基準の緩和について」「離島留学制度への支援について」「水産業振興への支援について」「道の駅整備について」など、10点です。

公営住宅の入居基準の緩和については、翌日には御回答をいただき、国の対応の速さに職員共々驚くことになりました。

各省庁が財務省に予算要求する際のルールとなる今回の概算要求基準は、「新しい資本主義」関連政策に特別枠を設け、「人」「科学技術」「スタートアップ」「グリーン・デジタル」の4分野に重点投資することが特徴です。

上島町も継続施策はもちろん、「新しい資本主義」の目的に沿った、上島町らしい新たな政策に取り組んでまいります。

その中でも、以前の質問でお答えし、報告もさせていただいた「道の駅整備」については、重要な施策として捉えています。

道の駅の登録要件は、「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」の3つの機能が求められており、近年は災害時の防災拠点として、「防災機能」を要することも加えて求められるようになっていきます。

道の駅整備の方法としては、道路管理者と市町村等で整備する「一体型」と、市町村で全てを整備する「単独型」の2種類があります。

国からの「道の駅」支援メニューは、国土交通省14事業、内閣府2事業、内閣府と厚生労働省の共同事業が1事業、総務省3事業、農林水産省6事業、経済産業省2事業、環境省1事業となっており、様々な分野での支援が受けられるようになっていきます。具体的な支援対象としては、駐車場・トイレ・子育て関連施設・休憩施設・交流施設・体験施設・特産品直売所・防災設備など40項目あります。

特に、「子育て支援」「観光窓口」「インバウンド観光促進」「自動運転サービス」などは、上島町の課題に対し活用が可能であり、中でも国においては、道の駅を広域的な防災拠点とするため、2025年までに道の駅の更なる機能強化を目指した「防災道の駅」の認定制度を推し進めているところです。

近年、瀬戸内海は国内外から注目を集めていますが、2025年の大阪万博をきっかけに、更なるインバウンドのお客様が新たな観光地として足を運んでいただける地域であると考えています。もちろん、働き方改革などによるワーケーションの場としても、上島町は環境が整っていることは言うまでもありません。

それは一過性のものではなく、ヨーロッパの例を見ても本物の世界の休暇場所、働く場所として継続されていきますので、今から準備を整えることが上島町の将来展望にとって重要であると考えています。

7月26日には、地方交付税について愛媛県より額の決定通知がありました。

令和4年度の上島町の普通交付税は32億5,504万1,000円であり、令和3年度が34億8,626万8,000円でしたので、マイナス2億3,122万7,000円、マイナス6.6%の減額、いや、失礼しました。6.6%の減額となっています。愛媛県内の全市町が減額という状況ですが、上島町は5番目に高い減額率です。

その根拠は、主に普通交付税算定経費の一つである地域振興費のうち、算出の根拠数値である人口の補正に用いる係数の減であり、岩城橋開通に伴い岩城島が本庁舎のある弓削島と陸続きになったことで、島しょ数及び島しょ人口が減少し、減額されたものです。

岩城橋が開通したことにより、町民の利便性の向上や観光客の増加等による町内消費の増、ひいては、町民税等の増収などプラス面も多々ありますが、このように普通交付税が減額になったということは、上島町として必要としなくなった経費等を削減する必要があります。

一例として、①本庁方式への移行を含む、組織改編等による職員数の削減、②公共施設の統廃合を含む、施設の維持管理費や経費の削減、③特別会計等の使用料の見直しによる繰出金の削減、④交付税算入率の高い起債の活用や起債借入の抑制による公債費の削減、などが挙げられます。

また、後年度交付税として全額算入される、臨時財政対策債発行可能額につきましても、同様に減額となっています。このような上島町の状況ですので、将来的には町民の皆様に痛みを伴う施策の提案もしなければならない場面も出てくるかもしれません。その際には、議会や町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今回上程している一般会計補正予算についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業、及び県・市町連携の消費活性化支援事業による消費喚起策等を計上しています。

主な内容としては、生活応援商品券事業3,507万3,000円は、全町民に1人当たり5,000円の商品券を配布するもので、新型コロナウイルスの影響が続く中、原油価格や物価の高騰による家計負担を軽減を図るとともに、町内の事業者を支援するものです。また、かみじま滞在型観光応援割事業1,504万円についても、消費活性化支援事業補助金を受けて予算を増額するものです。

結びに、8月24日でウクライナへの侵略発生から半年が経過しました。3月定例議会での行政報告において、「ウクライナに関心を持ち続けなければならない」との思いを町民の皆様にお伝えし、募金という形で多額の支援をしていただいています。

改めて、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、侵略が未だに続いていることを忘れず、更なる関心を持ち続けていただきますようお願いいたします。

本日は、決算認定案16件、条例案3件、補正予算案3件、人事案11件、その他2件、計35件の議案を上程しております。個々の議案につきましては、それぞれの時点で御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

日程第7、一般質問

○(前田 省二 議長)

これで、行政報告は終わりました。

続いて、日程第7、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は会議規則どおり3回までとしますので、質問項目毎に行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめた上でされますようお願いいたします。

今回の一般質問通告者は4名です。

はじめに、藤田議員の質問を許可いたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

質問に入る前に、寺下議員の御逝去に対し、心より御冥福をお祈りいたします。

議席番号3番、藤田哲也。

本日は、「岩城プール跡地利用について」質問させていただきます。

令和4年6月定例会、一般質問の中で同僚議員の質問に、町は「スケボーパークにて活用できないかなど、関係者と協議、検討している。」との答弁に、同僚議員より「淡水、海水も含めた養殖場として方向付けしてはどうか」と提案され、町長から、「再度、各課に今後どのような方向性に持っていくか、一覧表にまとめていきたい。」と答弁されています。もちろん、公有財産全てを示しての答弁と認識していますが、私は岩城プール跡地利用に限定し、産業振興という観点から、地域資源を生かし、挑戦を続ける生産者に活力を与え、新たな産業を奮い起こし、未来に継続、発展できる産業構造を構築するべきだと考えます。

岩城プール跡地は、研究施設を含む養殖場として方向付けをするべきだと思いますが、町はどうお考えかお示してください。

○(高橋 典子 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長) はい。

(高橋 典子 教育長、登壇)

○(高橋 典子 教育長)

藤田議員にお答えいたします。

岩城プール跡地は、岩城総合運動場内にあり、体育館と野球場に隣接していることから全体的にスポーツエリアと捉え、再活用の検討を進めております。

プール底面の形状変更やセクション、いわゆる構造物の設置で再活用できる可能性が高いことから総合的に判断し、教育委員会といたしましては、引き続きスポーツエリアとして一体的に展開していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、養殖場としての方向付けに関しましては、水産担当課との協議で、ひじきの陸上養殖の場合では、専門者に問合せた結果から、岩城プールの大きさが50m×17mで密植しても、この規模と施設整備費及び維持管理費を含め、採算ベースは困難ではないかという判断に至っています。

現在のところ、養殖場として活用したいという業者や組合等の団体などから具体的な提案もなく、水産担当課との検討案件としては上がっていない状況です。

以上、よろしくお願いいたします。

(高橋 典子 教育長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

行政の示す考えも理解できますが、未来に継続、発展できる産業構造構築の観点から考えてみてはどうでしょうか。

これは、様々な機関が結びついてこそ成せる業だと思います。生産者或いは組織、行政、大学、民間企業等が手を組み、科学的根拠に基づいた生産から、正確で確実なマーケティングによる販売まで連動し、新たな産業を奮い起こし、上島ブランドを構築していく。一方で、

瀬戸内海が抱える諸問題に、解決能力をもつ集合体として発展していく。

岩城プール跡地利用は、産業振興、産業構造構築における上島町の未来を展望できる施設だと思いますが、町はどう思われますか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

岩城プールの再利用について、先ほど述べましたとおり事業者、団体からの要望はございませんが、町独自ではやっていけないので、そういう事業者の要望がありましたら検討させていただきたいと考えております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

まだ、私の意見に可能性があるかと判断していいですね。はい。

では、私の要求を行政に反映していただくよう求めまして、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

続いて、林敬生議員の質問を許可いたします。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、林議員。

(林 敬生 議員、登壇)

○(2番・林 敬生 議員)

はい、では、議席番号2番、林敬生です。

本日は2問、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初にですが、「カーボンニュートラルへの町の取り組みについて説明を求む」ということで、菅前総理大臣が、2020年10月の臨時国会における所信表明演説で国内の温暖化ガスの排出を2050年までに「実質ゼロ」とする方針を表明したことをはじめとし、国策としてのカーボンニュートラルへの取り組みがなされていることは御承知のとおりです。

電気事業においては、再生可能エネルギーとしてのソーラー発電や風力発電等への転換、自動車業界においては電気自動車をはじめとするクリーンエネルギー車両への転換など、企業においても様々な取り組みがなされています。

そこで、上島町としてカーボンニュートラルに関わる取り組みについて説明を求めます。

また、行政運営上の取組だけではなく、町民に対する補助事業等があれば、あわせてお示しいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

林敬生議員にお答えいたします。

上島町は現在まで、カーボンニュートラルに関して、E Vやハイブリッド公用車の導入、町民住宅用太陽光発電システム設置費補助、総合支所照明のLED化などに取り組んでおり、昨年度からは、外灯や漁港水銀灯のLED化などを進めております。

また、本年度は岩城総合支所に太陽光発電の導入を計画していることは、御案内のとおりです。

上島町としては、カーボンニュートラルの実現に向け、まず行政が率先して取り組むことが重要と考え、公共施設を対象に、温室効果ガスの排出量の状況を把握し、削減目標を設定、職員及び施設管理者が目標達成に向けて実施する具体的な行動や施策を実行してまいります。

また、今後は公共施設への再生エネルギー等導入調査と、2050年の目標達成に向けての取り組みを計画的・段階的に進めてまいります。

特に、令和4年度より、国は地域の脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして地域脱炭素移行・省エネ推進交付金を創設したほか、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業として新たに「脱炭素化事業」が追加されています。

上島町として、公共施設・公有地については再エネ施設導入や国産材の活用による木造化。町民や事業者への支援として、太陽光や風力、蓄電池などの再生エネルギー設備などへの補助事業の創設。交通関係として、E V充電スタンドの設置やE V自動車購入費の助成、自転車やE バイクの活用促進。地域経済・産業として、事業者や学校と連携した取り組みの実施や設備機械等のE V化。住民や職員の意識改革のため、講習会の開催や指導者の育成などを計画してまいります。

将来に向けては、20兆円規模の政府支援を含め、今後10年間で官民合わせて150兆円規模と言われる国の投資計画の流れに乗れるよう、さまざまな取り組みを推進していく予定です。

カーボンニュートラルを推進していくためには、国の「グリーントランスフォーメーション実行会議」からの提案だけではなく、上島町行政・事業者・町民との協働の連携が不可欠であるため、町民の皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

今、求めていた回答という形では、僕の中ではかなり納得はできたんですが、ただ、今現在においてということであれば、少しまだ取り組みが遅いのではないかなというふうに考えております。

例えば、先ほど話題にもありましたけど、電気自動車についてですが、現在東京都においては国の補助事業に加え、独自の補助を出すなどの事業を展開しております。特にこの夏、自動車メーカーから軽自動車、今テレビでもよくCMしていますが、軽自動車の電気自動

車が発売され、これ結構割高感はあるんですが、昨今の燃油高騰や日々の使用状況などを考慮し、上島町内の方でも買換えを考えてる方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういったクリーン車両への乗換えなどの後押しとして、町の家庭における充電設備の一部補助ということも今、町長の回答にもありましたが、そういったものを速やかに実施していただいたほうがいいのではないかと考えております。

また、そういった事業につきましては、例えば町内は、電気事業ですのでね、町内の電気屋さんを使えば補助率を少し上乘せするとか、そういったことで複数の事業ですね、産業、今下火になってるということでプレミアム商品券等で町内への活性化というような取り組みもしておりますので、そういった支援の一助となるのではないかとというふうに私は考える次第です。

そういった意味でも複数の目的のため、政府の施策事業等いろいろありますが、町として今後速やかに対応できる事業として何か今、計画がありましたら改めてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

今、考えてる計画ですが、公共施設につきましてはですね、先ほども町長言われましたように、省エネ化を推進しているところでございます。今後ですね、国の補助事業、先ほども町長言われましたように、国の交付金、たいへん国のほうも力を入れて、しております。脱炭素に向けてはですね、町においても本格的に取り組む計画ではございます。

その国の補助金等をですね、最大限活用してですね、具体的な事業を今計画しているところでございます。

以上でございます。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

具体的に早め早めの取り組みをお願いしたいと思いますが、電気自動車の話が出たのでね、もう一点、ちょっと確認をさせていただいたらと思います。

お盆休みの時点ということにはなるんですが、私が確認した範囲ですが、上島町が支援するフェスパ、いきなスポレク公園にそういったE Vの充電設備がないようです。

町として今後の電気自動車での来町される方に対して、どう対応していくつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

また、これ参考なんですけど、私の市役所、他のもですね市町村の知り合いの話では、宿泊施設においても特に施設管理者から普通充電器の需要はないからと、する必要はないというような自治体というか、そういった回答もあったということではありますが、上島町はどうでしょうか。実際、無いからE Vで来れないのか、来ないから必要ないのか、そういったところを検討されていますでしょうか。

私個人で確認した限りでは、スマートホンのですね、検索アプリなんかでは町内、岩城島に2箇所ほど充電可能設備が公表されてるといような実態です。岩城島だけです。

そういったところも考えて、町が支援するフェスパ、スポレクを運営していたける事業と相談し、設置の必要性があるのか、またどの程度の設備が必要なのか、そういったところも踏まえてですね、今後の取り組みについて改めてお聞きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

上島町といたしましては、以前からといいますか、島のこの環境を活かすためにスマートアイランドということで、どの自治体よりも先に動かなければならないんじゃないかということは、職員間とも話をさせていただいております。

しかし、残念ながらトップランナーを走っているかということそうではありません。今、林議員がおっしゃったように電気自動車への購買の支援、ちょっとこれは具体的にあがっていませんでしたので、どういうことができるか今後検討させていただきます。

私が、職員と検討・協議する時にいつも真っ先に言うのは、財源はどこにあるのかということからスタートいたします。今現在、その今車の話はしておりませんが、EVの充電設備について、担当課からは今現在、国或いは県の補助事業が見当たらないということでございますので、すぐに『さあ実行しましょう』ということにはなっていない状況です。

ただ、先ほど申し上げましたように、スマートアイランドとして、上島町としてどう位置付けるかというときに関しては、先んじて単独でも考えなければならない案件じゃないかなと思っております。

今後、財源もしっかりと検討させていただいて、少額の費用でできるものであれば、積極的に対応させていただきたいと思っております。

○(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。

○(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい。

林議員の質問にございましたフェスパ、スポレクでの必要性という部分につきましては、担当課といたしましても管理者のほうに電気自動車の利用等について確認等を行っております。

今現在、利用客からの要望等はない状況でございます。しかし、今後EV自動車の普及が見込まれますので、先ほど町長が申しましたように、今後また設置のほう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

ありがとうございます。

電気自動車の話にちょっと終始してしまいましたが、カーボンニュートラルに関する活

動については、国、地方自治体、事業者、個人もSDGsに基づく持続可能な課題として取り組みが必要であると思いますので、今後も町としての取り組みをお願いして、2問目に行かせてもらったらと思います。

○(2番・林 敬生 議員)

2問目です。

「小漕港及び上弓削港の今後の整備計画はどうなっているのか」ということで、質問をさせていただきます。

上島町の玄関口として、生名島立石港の整備や対岸の因島長崎栈橋の待機レーンの整備が完了いたしました。また、略式と、ちょっと簡易的ではありますが、上弓削港にも車両待機レーンがあります。

しかしながら、小漕港には待機レーンらしい待機場所はなく、栈橋入口にて待機しているのが現状です。長崎栈橋でも8月末まで同様な状態で、大型車両が船舶から降りてくるとなるとかなり圧迫感を受けます。小漕港では歩道も狭く歩行者との接触も気になるような状況にあります。

また、上弓削港については車両待機レーンというのがありますが、歩行者の待合については道路を挟んでの上弓削老人福祉センターですかね、の前の東屋にトイレがあるというような状況であるかと思います。

このような状況において、小漕港、上弓削港の渡船利用を中心とした整備計画については、どのように考えてるのかお示してください。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

(越智 康浩 産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

林敬生議員の2問目の質問について、お答えいたします。

御質問の渡船利用を中心とした待機レーン等の整備につきましては、小漕港は、トレーラー等の大型車両を栈橋へ待機・移動させるだけのスペースがございません。

したがって、利用者からの要望意見等もないため、現状のまま県道の左端に寄せて縦列させる方法が適切であると考えています。ただ、今後におきましても、経過観察を行い対応していきたいと考えております。

なお、小漕港の整備計画につきましては、平成22年、23年度の2ヶ年で、浮栈橋の本体補修並びに渡橋の新設により橋桁を長くし、歩道を拡幅しておりますので、歩行者や車両等の利便性も向上したものと考えています。

また、令和3年、4年度の2ヶ年で、現在、老朽化した物揚場の一部修正工事を実施しております。

同様に、上弓削漁港におきましても、漁港漁協、すいません。漁港漁場整備法第3条において、漁港施設でない待合所、待機レーン、トイレなどの施設は整備することはできませんが、今年度から漁港施設の長寿命化を図るため、施設の調査実施を行い、機能保全計画の策

定を行います。今後、浮桟橋やけい連橋などの補修を計画しております。

以上、よろしくお願いいたします。

(越智 康浩 産業建設部長、降壇)

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

小漕港の桟橋については、今のけい連橋については幅広あるんですが、上がったところですね、待合所あります。駐車場もあります。その間に挟まれてるところで待機してますので、結構狭いです。もう一度、また状況を確認していただけたらと思います。

小漕港、上弓削港、そして立石港も含めてですね、上島町の玄関口として歩行者、車両の出入りがたくさんあります。町として、コロナ禍収束後、自転車観光の誘致を念頭に事業展開も考えておるようですが、実態把握はされていますでしょうか。

岩城橋開通後、しまなみ海道の特徴の一つでもある原付ですね、原動機付き自転車、その専用道があり、原付での観光客も増えているように見受けます。この原付は、逆に町外へ働きに行く方々の通勤手段としても利用が多く、皆さん御承知のとおりだと思います。

しかしながら、その利用者の数、頻度に比べて、二輪車の待機場所っていうのが整備されていないのは、どの港も同じではないでしょうか。観光で来られた方は、乗船方法に戸惑いがあるのか、少し右往左往するっていう姿も見受けられてます。

歩行者、自転車、二輪車の待機や乗下船方法を踏まえて、再度、こういった計画や方針を考えているのかお聞かせ願えたらと思います。

○(岡本 恭典 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。

○(岡本 恭典 建設課長) はい。

林議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり歩行者、二輪車等の桟橋の利用につきましては、たいへん車との近接している状況で危険なところもございますが、今現在は、利用者に対しては周知できる看板等をどのように配置して、わかりやすく利用できるか、そして、あとは船員さんにも今後相談をしたいとは思ってるんですけども、利用者、特に外から来る自転車の方に対しても、十分安全に桟橋と船までの利用が、安全にできるように建設課としても働きかけていくとともに、やはり設置看板を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

歩行者の方踏まえて観光客、また通勤でですね、出かけて行かれる方、そういった方に対してもですね、ぜひ安全な運航・管理を進めていただけたらと思います。

今、通勤の話も出ましたが、ある番組等で見かけたりしますが、実態によっては居住者ですね、自治体から、町から町外ですね、通勤される方若しくは通学される方に一部その通勤

費を補助するなどということで、定住を促進しているっていうような政策をとっているところもあるようです。

先程来、話に、話題にしています航路ですね、3航路ありますが、その航路は運賃に差異があるのは御存じのとおりです。この航路の運航の長さ等々で設定されるので、その差は仕方ないというのが事業としての基本ではありますが、今現在、企業努力により自動車については大型回数券等、生名フェリーに近づけていただいているのはとてもありがたいことだと思います。

しかしながらですね、これは自動車に限っててというのが本来、今の姿でないかと思います。自転車、原付などの定期券購入者の負担については、岩城橋開通後も特に動いてるような気配はありません。

そこで、質問ということでもあるんですが、少し提案させていただきたいのですが、例えばですね、生名フェリーへの集中ですね、特に通勤時間皆さん一緒ですから、集中を回避する意味も含めて、通勤・通学ですね定期券、そういった地元の購入される方に一部、部分的ではいいですけど、補助っていうようなことを考えていくことはできないでしょうか。

全額とかですね、満額である必要はないんですが、そういったことをすることで、わざわざ生名まで、上弓削の、久司浦のほうから行くリスクですね、そういったのを減らして家老渡フェリーを使っていただくとか、岩城橋経由せずに小漕港から出勤していただけるっていうような方につながるのではないかなと、勝手ながら思う訳ですが、そういった施策について取り組む予定はないかどうか、お聞きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

この件に関しては、林議員おっしゃるように様々な、複雑な部分がございます。今ここで、じゃこれはこうしますという回答は、出す条件をもっておりませんので、担当課において十分に協議をさせていただきたいと思っております。

協議というので、割引をしますとかいうのではなくて、どうやったら公平に公正にやれるかということも含めて、対応、今後協議事項とさせていただきます。

そして、林議員おっしゃるように、確かに車の対応というのは割と目につきやすいので、様々やっているとございしますが、バイク、原付に関しては、少し足りてないところがあるのかもしれない。

でも、正直、このことにつきましては、私どもも待機レーン等々の協議の中において、バイク等の対応はどうするのという話の中で、ほとんどのわかってる方々は、栈橋で待機するということが実態でございしますので、今現在、待機レーンのところで原付或いは自転車はここで待ってくださいというような表示はしておりません。

しかし、今議員がおっしゃったように、町外の方、わからない方についても、丁寧な説明が必要であると思っておりますので、その辺については看板等々において、今後考えさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、今までの慣習でですね、この港はこう、この港はこ

ういうてもう隔離されている部分がございますので、それも公平公正になるよう対応、今後協議をしてまいりたいと思います。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。林敬生議員、最後です。

○(2番・林 敬生 議員) はい。

そういった町の取り組みに期待しまして、質問を終わらしていただけたらと思います。

一番はですね、やっぱりこういった運航をされるものは安全第一だと思いますので、怪我人ですね、あと事故がないように進めていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。(議長から「はい」の声あり)

(林 敬生 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

一般質問の途中でございますけども、45分まで休憩といたします。

(休憩 10時36分 ～ 10時48分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

林敬生議員の質問が終わりましたので、続いて、濱田議員の質問を許可いたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それでは、質問に入ります。

議席番号10番になりました濱田高嘉です。

今日の質問は、1問行います。

内容につきましては、今から読み上げます。「委託された立石港務所管理業務について」お尋ねをいたします。

令和4年度上島町生名船舶事業会計予算が3月議会で原案どおり可決され、立石港務所管理業務が上島町直営から町内在住の一人に委託され、4月1日から管理業務が開始されて、早5ヶ月が経過しています。直営から民間委託へ移行する前提で昨年の9月全員協議会、11月10日に開催された議員協議会、そして12月の全員協議会で民間委託への説明を受けました。

しかし、説明だけでは管理業務全般について十分理解ができていません。そこで締結された管理業務委託契約書のコピーを議会に提出をお願いいたしまして、次の質問を行いたいと思います。

一つ目がですね、受託した代表者の経歴等及び従業員数について。

二番目、契約期間及び管理業務の範囲と責任について。

三、岩城橋開通に伴い、乗船者の増加、積載車両の増加、よって運航収入等(旅客収入、荷物収入)の増収が予想されますが、4月から8月までの月別の実績について、お尋ねをいたします。

最後に、公金の取扱いについて、質問をしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

(越智 康浩 産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

濱田議員の質問にお答えします。

まず、1点目の「受託した代表者の経歴等及び従業員数について」お答えいたします。

立石港務所管理業務を受託した代表者は、西本氏で、令和4年3月末まで長きに渡り長江港と土生港を結ぶ定期航路を運航されていた元、有限会社長江フェリーの代表取締役です。従業員数は6名で、シフト勤務により業務に従事しています。

次に、2点目の「契約期間と管理業務の範囲と責任について」ですが、本業務の契約期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、3年間の長期継続契約を締結しております。

管理業務の範囲については、仕様書により、生名フェリーの切符販売、旅客及び車両の整理・案内、立石港務所の清掃及び施設管理が主な業務内容となっています。

なお、業務範囲における責任については、関係法令を遵守しつつ、業務を統括する業務責任者が従業員に対し、適切に指導・教育することで、業務が適正に遂行できるよう責任を持って管理・監督を行い、受託業務範囲において受託者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、契約書により、利用者及び町に対して賠償を負うものとなっております。

次に3点目の「岩城橋開通に伴い、乗船者数の増加、積載車両の増加、よって運航収入等の増収が予想されますが、4月から8月までの月別の実績について」ですが、4月から8月までの運航収入等の実績は、8月分の実績については確定した数字が現時点では集計できないため、4月から7月までの実績について報告いたします。

4月から月別に乗船実績と運航収入について申し上げますと、4月の旅客人数は84,968人、車両台数は36,344台、運航収入は26,262,170円です。5月の旅客人数は86,726人、車両台数は37,511台、運航収入は21,831,420円。6月の旅客人数82,833人、車両台数は36,071台、運航収入は19,624,400円。7月の旅客人数は83,785人、車両台数は38,351台、運航収入は21,694,910円となっております。

続いて、4点目の「公金（運航収入等）の取扱いについて」お答えいたします。

本業務における公金取扱いにつきましては、上島町財務規則の規定に基づき、受託者と公金収入事務委託契約を締結し、適切に売上金の管理を行っております。

なお、売上げについては、受託者が窓口と券売機の売上げ集計の確認・チェックを行い、町職員が最終確認を行ったうえで、町職員が銀行に入金しております。

また、日々の売上げにつきましては、濱田議員が監査委員の折に現地確認していた時と同様に、現金収納袋に入れて、封緘し押印して保管しております。管理・取扱いについては、問題ないと考えております。

最後に、締結した管理業務委託契約書のコピーの提出につきましては、以前にもお伝えし

ていたとおり、議会の総意のもと、議長から資料請求があれば対応いたしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

(越智 康浩 産業建設部長、降壇)

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

ありがとうございます。

それでは、ざっくりですけども、一番目のですね、代表者、西本さんということと、それから6名ほどいらっしゃるということで、正直言って、これまで数回全員協議会等々でお話をさしていただきましたけども、氏名、会社名等々については、具体的な提示がなかったという経緯もありますし、3月の契約が終わった後ですね、突然契約を結んだということでしょうから、先ほど話がありましたように、議長から請求をしていただいて、議会のほうに報告をしていただければなと思うっております。

それから、管理業務の範囲とか責任というんにつきましてもですね、非常に我々議員協議会或いは全員協議会で話してもですね、大括りのいろんな話で、具体的な詰めた話はしてなかったように記憶をしています。で、8項目の仕事があり、そういう状況。

それから、管理委託することに、委託することによって約250万のコストが軽減できるというお話も聞かしていただきました。

それから、岩城橋開通に伴いましての売上増といいますか、推移については先ほど部長のほうから答弁がありましたから、これで結構でございます。

それから、公金についての話ですけども、適切にやっていますということだと思いますけども、一番問題は公金をどう取扱ってるかなあと、こういう話でございます。公金につきましてはですね、これまで今3回の全員協議会等々で話をされてて、法令に則って適切にやりますということ、昔もですね、っていうか以前も町営に戻す前も同じような状況にありました。

先ほど部長のほうからも、私が監査時代に現場で監査したのでよく理解されてるだろうという趣旨の答弁だったと思いますが、確かに監査に伺いました。で、その時は、先ほど部長がおっしゃったように、金庫といいますか、ロッカーといいますか、そういうものに集金等々、それからチケットも入れているという状況でございました。

そういうのはもう何となく見えるといいますか、想像できるんですけども、やはりあの、もうこれ議案が通ってますから白紙に戻せという話ではなくて、町営でやってた以上にサービス向上がなってるかという、成就してるかというのが一番大きな問題じゃなかろうかと、こう思っております。

4月1日から代わりましたけども、私も4月1日現場に行って、立って見てました。非常に混乱してました。もう想像以上でしたね。その混乱が結構長く続きました。4月という年度替わりもありますし、学校の入学式もあり、そういうことで大変な、現場は大変だったと思うんですけども、全協でも町長のほうから答弁ありましたけども、その4月1日から、さ

あ交代したよと、いうんでなくて、4月1日までに研修とか勉強会とか、会社のあり方等について研鑽を行います、研修を行いますと、こういう趣旨の答弁があったと思うんですけども、それが実際実行できたのかと、私の知る範囲では、長江フェリーさんも最後の最後まで運航されて、その翌日に立石港の港務所に勤めたという状況ではなかろうかと、こう思います。

その辺のその教育といいますか、勉強会といいますか、そういうものがスムーズに、この引継ぎといいますかね、そういうものも含めて、あくまでもあそこが玄関口で町の一番大事などこなんですね。一番うりのところですかね。そこが非常に混乱していたんですけど、そういうその教育とか勉強会とか、そういう引継ぎ等々がスムーズにいったんだろうかと、こういうことを思うんですけども、その辺のことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

事務引継ぎについてですが、セイコヤさんの代表者や業務管理者は、応募があった時点で事務内容について、運用マニュアルを用いて説明させていただいております。応募があった時点で説明をさせていただいております。大筋の作業内容は、大体把握していただけてました。

また従業員さんが、直営の時にいられた従業員さんが4名残っていただけたので、一般的な業務については問題ないという状態にはなっていたんですが、先ほど言ってたとおり開通に伴って岩城橋の待機レーンが、ちょっと仕様が変更したり、ごめんなさい。立石港の待機レーンの仕様が変更したりとかですね、先ほど学校行事と言ってましたけど、その学校行事などがあってですね、うちの担当職員もサポートしてたんですけど、一時的にちょっと混乱している状態がありました。

ただ、今現在ですね、マニュアルとかもこう修正しながらですね、スムーズに受託者だけで、委託事業者だけで対応できるような対応できるようになっております。

以上です。

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、課長が答弁されましたけども、課長はじめね、公営事業課の方々総員でね、やってることはよく承知しております。本当に御苦労だったなというふうには思っておりますし、特に繁忙期等々につきましてはですね、全て休みを返上してんのかな、みんな来てやってると、チームワークについてはですね、高く評価いたします。

それから、船の、何ていいますかね、ウェイティングする場合ですね、これがまあ並びますけども、ピストン運航していただきましてですね、私も何回かそのピストン運航に乗船させていただきまして、特にクルーの方々、乗組員の方々の御苦労についてはですね、深く深く、私自身は利用者として感謝しているところでございます。

この辺の船の動きについてはですね、問題がなかったと、ただ、問題はあくまでも窓口で

あり、それから車両の整理であり、案内でありというのがですね、非常に混乱してお客様に迷惑かけてるというのは、目の前で見てますのでね、それはもうやっぱり、日々教育していただいて、一日も早くですね、プロになっていただきたいと、こう思っております。

ただ、8月の下旬でしたかね、やっといういろいろ、私自身も言いましたけども、もう監査の方からも言っていたと思うんですけども、働いてる方がね、その働いてる職員なのか、お客様なのか見分けがつかないんですよ。制服・制帽・腕章等々がですね、間に合わなかったかどうかわかりませんが、8月の27日の土曜日ぐらいからですね、着用してるという状況じゃないかと思えますけども、そういうことがありました。

ぜひですね、これは一般の客と、それから港務所の人間との区別がはっきりできるような形でしないと、これは混乱すると、で、待ってるとタタタッと2階から降りてきて、ほで、一番前の位置に並んでる車にね、こうしたら（手で招く動作）わかんないんですよ。その人は制服も着てないし何かわからん。自分と呼んでんのかなと思ってドア開けて出ようとしたんですよ。そういう事例もあったんですよ。

ですから、ぜひですね、今後ですね、もう教育といいますか、にち、研鑽にですね、職員と事業者がですね、タッグを組んでやっていただかないと、上島町の玄関口としてのやっぱり意味合いというか、看板というものの、そういうものを大事にしていっていただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、前回の全協でもね、ちょっと話がありましたけども、防犯カメラは設置されましたですね。

○（上村 俊之 町長） （挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

○（上村 俊之 町長） はい。

防犯カメラ等々に関しては、様々な対応をしております。まず、設置しておりますが、今後の防犯等々の詳細については、差し控えさせていただきたいと思います。的確に対応をしております。防犯カメラも設置しております。それ、その他いろいろやっておりますが、ここで述べると、ここに鍵がありますよというようなものなので、それ以上は差し控えさせていただきたいと思います。

そして、先ほどから担当者が申し上げてるように、混乱があったことは間違いないと思います。なお、これでも一つ大きな原因は、岩城橋の開通による交通量の増大でございまして、直営であろうが、民間であろうが同じことであったと思います。

そして、先ほど担当課から申し上げましたように、今まで働いてくれた方々を4名採用しておりますので、6名中といいますか、現場はほぼ、今までの方で対応しておりますので、その辺のノウハウも十分に周知していたものと判断しております。

○（後藤 隆宏 公営事業課長） （挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、後藤公営事業課長。

○（後藤 隆宏 公営事業課長） はい。

すいません。町長の答えと、あとプラスしてになるんですが、先ほどの制服の件なんですが、今オレンジ色のポロシャツ作製して業務あたるようにしています。そういう服を着てな

くてわからなかった方もおられるということで、担当課のほうからも厳重に注意して、今後そういうことがないようにいうことでお伝えしています。

以上です。

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それでは、ちょっと公金の取扱いについて、ちょっとお尋ねいたします。

ルールに従ってちゃんとやってますというお話ですけども、改めてどなたが、当然ありますよね、自動券売機、それから窓口業務、それから船内で売るチケット等々、ざっくりと3つぐらいあると思うんですけど、それをどう、誰がどのようにですね、指揮・命令をしてですね、コントロールしてるのか、その辺がスムーズにいったんのか、非常に不安に思っております。その辺はいかがですか。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

券売機と窓口と船内の現金の扱いなんですが、船内に関しては、うちの船員と事務職員が対応しております。券売機についてと、窓口については、窓口は回数券の在庫とかの販売数で売上げがわかるようになっております。券売機はレシートで売上げがわかるようになっております。それを集計等々は受託者がいただいて、入金する準備はいただくんですけど、最終的には町の職員がその数字と合ってるかということで確認さしていただいて、入金しているという状態でございます。

失礼します。

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

それとですね、これは法律的なことになりますけども、生名フェリーの管理等はですね、海上運送法第10条の3で規定されております。

そこにはですね、安全管理規程を定め、国土交通省に届け出の義務があります。それにより、安全管理、運航管理というものがなされてるんですけども、安全管理は一定の要件を満たした職員の中から安全総括管理者を選び、また、運航管理は運航管理者を選任されているというふうに思っておりますが、この2名の方々がですね、今、職員のどういう方がやって、生名の港務所に常駐してるかどうかと、この辺はいかがですか。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

安全管理者、統括管理者については、課長である私がなっております。運航管理者については、船員さんの一番トップの方が、一番年齢が高い方になるんですけど、就任していただいております。で、あと運航管理補助者的な運航管理者の補助をする方、っていう方をちょっ

と定めさしてもらって、必ず運航管理者か運航管理の補助者のどちらかが、船の中にいるというような状態にしております。

以上です。

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

ちょっとわかりにくいんですけど、最初に言った安全管理、安全総括管理者が一人と、それから運航管理者が一人、安全管理者はどこにいらっしてどなたですか。それから運航管理者はどなたですかということを。それが立石港にいらっしゃるんですかと。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長)

安全管理者は私になるので、弓削の庁舎のほうにいます。で、現場にいたほうがいい運航管理者については、同じ課長の藤本のほうが対応しております。藤本は立石といたしますか、船の中といたしますか、はい、船員として働いております。

以上です。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それじゃ最後になりますども、もう一度公金についてですね、まあ公金についてはもう私が何回もここでいうあれはないんですけども、法律で縛りがあると、縛りがあってその中で公金を扱う人間が限られてくると思うんですけども、実際に施行令っていいですかね、施行令の158条にですね、歳入及び徴収及び収納の委託はできるようになってますけども、ここにはですね、使用料と手数料、賃貸料、物品販売代金、寄附金、貸付金の元利償還金、これの6つがですね、特別にですね、委託してもいいですよということになってるんですけども、この運賃をですね、運賃がこれに該当するのかわからないのか、その辺の見解、まあ現在されてるんで該当するという認識でされてるんでしょうけども、もう一度その辺を、確認をしておきたいんですけど、いかがですか。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

(町長から「声はって」の声あり) はい。

運賃については、使用料に該当いたします。使用料のほうに、はい、該当いたしますので、法律に基づいているものと考えております。

失礼します。

○(10番・濱田 高義 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、もう最後になります。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

使用料については、確認済みということでもいいんですかね。はい。わかりました。

要は、相当数の利用者がいますし、9月になってまだ長崎栈橋のほうの新しくできたところ

ろまだ一回も私使ってないんですけども、明日でも使ってみようかなと思いますけども、何か状況は入ってますか、利用者からの声は。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、先ほど担当課長から全て申し上げておりますが、公金の扱い等々安全運航に関しては、法に則って適切に対応をしております。そして、長崎栈橋側につきましては、9月という時期にずれ込んでしまいましたが、最初、初めての方は戸惑いもあるかと思いますが、警備員を置いて対応させていただいております。

様々な経緯の中で、今まで使ってたレーンが使えなくなっている。十分な待機車両が確保できないでいる。等ありますが、それも今現在では、特に問題なく対応をさせていただいております。

改めまして、待機レーンの返却や面積等につきましては、皆様御案内のように以前の議会において決定されたことでございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員よろしいですか。

(濱田議員から「はい、ありがとうございました」の声あり)

これで濱田議員の質問を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

続いて、大西議員の質問を許可いたします。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) 議長、ちょっとすいません、いいですか。

○(前田 省二 議長) はい。

ちょっと大西議員、待ってください。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

○(7番・池本 光章 議員)

(壇上のマスクを濱田議員へ渡す)

○(前田 省二 議長) はい、それではお願いします。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

議席番号8番、大西幸江です。

今日は、二つ質問をさせていただきます。

一つ目は、「75歳以上優待制度のルールを明確に」という題です。

上島町75歳以上優待制度要綱には、「高齢者福祉施策として、人の輸送をする海上交通の利用優待券を発行し、定期旅客運賃を優待することにより、高齢者が安定的で豊かな生活を送れるよう支援することを目的とする。」と書かれています。

ですが、今年度からこの上島町75歳以上優待制度は、原則年1冊の回数券配布に変更され

ました。

このことについては、4月1日に上島町ホームページにお知らせが掲載されたのみで、この時点で他に住民にお知らせはなく、住民の方が情報を拾うのは非常に難しい状況でした。

十分なお知らせがなかったことから、その後、2冊目の発行を求めた住民の方たちから不満の声が上がったことは、当然の成り行きだと思っています。

住民の方からの疑問の声や不満の声を受けて、6月定例会前の全員協議会で理事者側の説明を求めました。その中で、この要綱の中には書かれてはいませんが、「通院のみに利用」を限定する旨の発言があり、通院のためであれば2冊目の発行を行うという趣旨の発言がありました。この発言を受けて、住民の方が窓口を訪れたそうですが、「透析の方に限る」と門前払いを受けたそうです。

そこで質問いたします。

通院であれば2冊目以降の発行をしていただけるという答弁であったと思います。ですが、要綱には「特別な事情があると町長が認めるときは、この限りではない。」となっており、明確なルールは定められていません。誰もが納得できる明確なルールをお示してください。

よろしくお願いします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

(今井 稔 健康福祉部長、登壇)

○(今井 稔 健康福祉部長)

大西議員の質問に、お答えいたします。

上島町75歳以上優待制度の2冊目の発行については、町内医療機関では診察できないもので1冊60枚では足りない方に対し発行しております。

足りないという申請者への対応については、対象者と担当課が協議した内容で判断しております。

今まで御相談や申請に来られた方に対しましては、担当課が一人ひとりと話し合い、十分審査した結果で2冊目の判断をしており、門前払いをしたことはありません。

特別な事情にあたる通院については、透析など町内で治療できない医療を受ける場合を考えていますので、必要がある場合は相談、聴き取りを行い、課内で協議しながら丁寧に対応をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

(今井 稔 健康福祉部長、降壇)

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

はい、まあ透析の場合はですね、確かに証明書というか、そういうのがでるみたいなので、すぐわかるんじゃないかと思うんですけども、(場内で携帯着信音あり) あ、いいですか。(議長から「はい」の声あり) はい。先ほど答弁のあった町内医療機関で診察できなと

いうふうにおっしゃられたんですが、それは誰がどういうふうを決めるんですかね。

今、実際いろんなパターンがあるというふうを考えられると思うんですよ。というのが、まず今まで、皆さん島に住んでいて病院に行かれますよね。で、その時に町外で働いていた人は、多分自分が今まで近くにとか、通勤の途中にっていう場所で病院に行ってたと思うし、診療所がない時期もありましたよね。特に生名島に関しては、橋が架かるまでは当然診療所もなくて因島に行っていたという経緯が十分ある、考えられると思うんです。

そうした時に、町内で診てもらえない病気というのではなくて、国の政策でまず掛かり付け医をもちなさいっていうふうに話があって、皆さん今まで行ってたところを掛かり付け医にしてると思うんですよ。それが町内の場合か、町外の場合かっていうのはその時点で違いますよね。

今度、掛かり付け医から、今度二次病院に行くためには、紹介状を貰って行きなさいっていうふうに変わりましたよね。だから掛かり付け医から紹介されれば、当然上島町の病院に最初行っている、次、まあ風邪ではない、風邪じゃあないか、風邪ではそういうことはないと思いますけども、ちょっと高血圧とかね、腰痛とかってなった場合に、因島の病院に、尾道の病院に紹介状を書いていただいて、行っているということは十分考えられると思うんですよ。

そうした時に、町内の医療機関で診察できないっていうのはどうやって判断するんですか。その辺はどういうふう考えられて線引きされてるんでしょうか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

まず、町内の医療機関で受診できないという場合の確認につきましては、当然、御本人さんに聴き取りを行ったりとか、病院にかかった内容をお聴きするとか、領収書等を持って来ていただいたりとか、わかるような関係書類を持って来ていただいて、町の内科のお医者さんでとか、いろんな診察科目が町内にもございますが、その科目で受診できないような病院があれば、病気であれば判断していくというようなことを考えております。

以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

御本人に聴き取りをするという話なんですけれども、本人は、やはり信頼関係で病院って受診するものだとは私は思ってるので、多分皆さんも嫌なお医者さんには診てもらわないですよ。なんで、今まで掛かり付け医になっている病院に行かれると思うんですよ。

紹介状があれば、その病院に出向いて検査なり、処方なりを受けてると思うんです。それなのに、本人に聴いて町内の診療科目じゃなかったら、あ、診療科目でなければ、他所で診てもらえないっていうのは、何か、やっぱおかしいと思うんですよ。

実際にいろいろ話は聞くんですけども、歯医者さんでも紹介状書いて町外の歯医者に行ってる方もいらっしゃいます。で、そういう人の判断を、じゃどうするんですかっていうこと

なんですよ。整体だって同じです。町内の整体だとやはり効く人も効かない人もいるんで、こっちに行きますとか、こっちに紹介しますっていう場合だってあります。

丁寧に説明を聴いて、本人と面談してとおっしゃるんですけども、病院に行くんだったら回数に数えられますよねでも。皆さん絶対町内のお医者さんに行かれますか。そういうことないと思うんですよ。

小児科だったらやはり小児科って謳ってるところに行きたいし、耳鼻科ってなれば耳鼻科に行きますよね。診療所でまず診てはもらえますけど、やはり先生も紹介状書いていただけますよね。そこの部分って遠い昔の話だったら、もうわからない人も多分いると思うんですよ。

そしたら、75歳以上の人の通院に関しては、例えばですよ、病院の通院履歴があれば回数にカウントして、回数券が使い切る回数になれば、自動的に2枚目を出すっていうような方向にはならないもんなんじゃないでしょうか。いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

その内容に関しては、申請者と担当課が協議をしていくということには変わりありません。先ほどでも部長がちょっと言葉が足りなかったようですが、掛かり付け医に対しても重要な案件でございますので、それも担当課とその町民の方、そして掛かり付け医とも協議したうえで判断をさせていただくということでございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、最後をお願いします。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、病院に行く回数については、掛かり付け医の方と、それから担当課と、それから本人が話をして、最終的にどうするかということを決めるということですね。今の話だと。

ちょっと、その感覚が、ちょっと私とは多分、全然違うので驚くんですけども、病気のことをお医者さんと自分が話をするのはまだわかるんですが、担当の職員の方が入って、「どんな病気ですか」、「何回ぐらい病院に来られますか」っていうような専門的な話まで立ち入ってしなければいけない状況っていうのが、全然理解できないんですね私には。病気のことを、前も言ったら町長お笑いになってましたけど、自分の身内でもない他人の方にいろいろ細かいことまでお知らせして、回数券をもらううちゅうのは、やはりすごいストレスだと思うんですよ。

なので、何かおっしゃりたいことがありますか、藤田議員。(藤田議員から「いや、ありませんよ」の声あり) なので、そこまでしなくても、病院の履歴がわかるものがあれば、通院しているということがわかるんですから、それで回数券を出すように変えてもらったらいいと思うんですけども、それはいかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

御案内のように、今上島町でもいろんな、いろいろな支援制度、補助制度がございます。これは全て町民の皆様から預かった税金で、お金でございます。

この優待券についても、ただで乗ってるのではなくて、福祉の予算から出ております。使えば使うほど福祉の予算が減ってっております。でございますので、丁寧に対処しなければならぬということです。

で、補助、支援をしていた、する以上は、適切な聴き取りを行って、あとで「何であの人に出してんだ」という批判を招かないような対応をするべきだと思っています。事細かい病名とか症状まで聴く必要はないと思いますが、それも先ほど申し上げましたように、掛かり付け医の先生の御判断が重要になってくると思っております。

一切聴くなというのは、これはちょっと無理がございまして、担当課が、担当課も公務員、守秘義務もございますので、適切に対応させていただきたいと思っております。

○(前田 省二 議長) はい。

ほじゃ、続いて質問。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

そういうプライベートとか、守秘義務とかっていうところを、人権を無視した対応をする行政ってというのはどうなのかと思います。病気ってというのはデリケートなものです。まして通院している履歴があって、ちゃんと領収書さえ持って来れば回数はカウントできるでしょう。まったく人権に配慮されてないこういう取り組みは、考え直すべきだと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

○(8番・大西 幸江 議員)

じゃ、次の質問に移ります。(議長から「はい」の声あり)

「農業振興のさらなる推進を」と題して質問してまいります。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等の影響で、様々なものが物価高となっています。令和3年度の調査では、カロリーベースで日本の食糧自給率38%と非常に低い水準にとどまっており、そのため農林水産省の令和2年3月に策定された基本計画においては、令和12年度までにカロリーベースの食料自給率目標は45%と設定されています。ほかにも、令和4年4月22日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆる(みどりの食料システム法)が成立しており、国は農業等の1次産業を強化する取組を行っていることはご存じのとおりです。

ですが、1次産業については、担い手不足にはじまり様々な問題があり、我が上島町においても、耕作放棄地が増加しているのが現状です。農業を取り巻く環境は悪化の一途をたどっており、肥料等の高騰、地球温暖化による気温の上昇等と付き合いながら持続可能な生産体制の構築が課題と考えます。

そこで質問します。

今年度のような急激な肥料等の高騰や今夏のような猛暑への対策について、町はどのよう

な支援体制を考えているのか御説明ください。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智建設産業部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

(越智 康浩 産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

大西議員の質問にお答えいたします。

今年度上島町においては、新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、農業者等へ収入減少対策支援、収入保険支援、経営力強化支援事業により支援を行っているのは御案内のとおりでございます。

現在、経営力強化支援事業により、猛暑時の対策として、冠水用ポンプ・タンク等を購入していただくなど、散水作業に活用していただいております。

肥料等高騰対策の支援についても、現在、国が進める海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるため、本町でも上乘せを行うなど肥料価格の高騰による農家経営への支援を計画しております。

以上、よろしくお願いいたします。

(越智 康浩 産業建設部長、降壇)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

もう既に、何か計画があるようなんですけれども、コロナの補助金でよくあるのが、結局認定農業者じゃないと使えないとか、数が揃わないともらえないっていうようなことが割とあるんですけれども、今回考えているものについては、例えば、どういう要件で補助できるというふうにお考えですか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

今回考えてる支援事業なんですけど、団体ではありますが、約款とか、通帳とか管理されている協議会とか団体とかを窓口を検討しております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

団体、協議会っていうのがちょっとよくわかりにくんですけれども、私がお願い、できたらしたいのは、今回もう農業委員も代わりますけれども、上島町の耕作放棄率は非常に県下でも有数です。

で、農業委員の人数もこの間減しましたけれども、それは農地を山林にしたので、農地の数が減ったから、まあ面積が減ったから農業委員の人数が減ったんですよね。ていうことは、どんどん間違いなく放棄地は増えて山林化していったるわけです。

それを支えているのが、もちろん認定農業者さんは一生懸命やっていたらと思うんですけども、それとプラスアルファ地元の家庭菜園と称してやっている、農業をやっている、携わっている方たちなんですよ。

この団体とか協議会ってなると、すぐに私らでも思い浮かぶのが、柑橘同志会とか、何かそういう本当の意味でも、農業で生産物を出荷している方のみの限定っていうふうに思い浮かべるんですけど、そうではなくてですね、例えば、家庭菜園で元々土地を相続したので、そこに野菜を植えて家で食べる分、そして御近所若しくは遠方の自分の身内に送る分について作られている方にも、土地をちゃんと耕して畑をしているという意味で、できたらちょっとでも補助してあげてほしいんですよ。

なので、この団体、協議会だけではなくて、個人が購入する分にも自動的に少し補助できるような仕組みっていうのはとれないものなんでしょうか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

現在進めております新型コロナウイルス感染対策支援事業は、主に一次産業である農業者さん向けに設定しております。で、新たな支援策、肥料等の高騰に対する事業については、団体でありますJAとも協議し、肥料について個人さんで購入しても可能かというちょっと確認はさせていただきたいと思います。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

国の進めているこの緑の食料システム法とかを見ると、結局、有機栽培のほうに2050年までに20%だったと思うんですけども、移行していくような取り組みになっていて、ここの上島町の農業で家庭菜園をされている方っていうのは、できるだけ肥料を低減して生産をされてます。農薬もあんまり使わない。というのは、自分の口に入るからですよ。

そういう取り組みをやはり小さいからといって切り捨てるんじゃないかって、出荷は確かにできないかもしれないけれども、町の中でそういう生産物を回していくっていうのは大事なことですし、農地を放棄させないための一つの手段だと思います。

これから、私も多分年をとったら自分ちの土地があるので農業やと思いますし、今も手伝ってるので、そういうことも考えても、皆さんが食べるものと縁を切るっていうことは絶対ないと思うんで、ぜひこのJAさんですかね、に協力していただいて、JAから買えばそういう補助が受けられるという形にさせていただければと思うのと、あと肥料だけじゃなくて、飼料も、それから、さっき冠水のポンプなんかも購入していただけますという話だったと思うんですけども、ポンプもただ持ってるだけじゃ動きません。燃料が必要です。冠水に朝5時から走り回っている農家さんも、たくさん見かけましたけどこの夏は、その人たちのガソリン代も相当かかっていると思います。

実際、燃料費については、漁業者には確か燃料費の高騰に伴う補助がありましたよね。それだけじゃなくて、漁業者だけじゃなくて、農業者も同じように前年比率でもいいので、か

かった分は少しみていただけるような取り組みも考えていただければもっといいのかなと、ポンプを買うだけじゃなくて、井戸を掘るお金にしてもあればいいと思いますし、いろいろ多方面から農業を支えるように考えていただきたいんですが、その辺の検討はしていただけますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

冒頭に部長からお答えいたしましたように、農業への支援、第一次産業への支援はしっかりと、今現在対応させていただいております。メニューもたくさんございます。一つひとつ読み上げていたら大変なので、今控えさせていただきますが、現在進行形で動いている状況でございます。今、議員が言われた対応についても、既に対応しているというような案件がほとんどでございます。

ただ、この質問にもありますように、今回の質問の肥料高騰対策については、国の方向を見ながら対応していくということでございます。

今言った支援の中で、イノシシ対策のメッシュの柵ですかね、あれに対しても更に重ねての予算対応をしているところでございまして、それに関しても農業の認定農業者のみではなく、そうではない方にも、御支援をさせていただいております。

それで、この肥料についても、これは本来担当者が即答をしていただかないといけないところなんです、農業認定者のみなのか、それ以外にも対応できる国の計画なのか、これについては再度よく調べて対応をさせていただきたいと思います。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、これで最後でお願いします。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい。現在進行形でいろいろ考えていただいているということなので、幅広く農業に携わる、土を触る方が皆さん幸せになるような政策をとっていただけることをお願いして、何時から最後始まりそうなのか、御答弁願えますか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

肥料対策については、国の予定で支払いは12月ということなので、秋肥に対応し、春肥は3月対応でさせていただきます。

先ほど町長からのお話あったように、イノシシの柵の補助の拡充も今後決まり次第、広報、防災メール等で周知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、柵の話だけが出ましたが、他の支援策については現在進行形で動いております。

○(前田 省二 議長) はい、よろしいですか。

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、そしたらぜひ、良い取り組みとなるようお祈りしております。（議長から「はい」の声あり）よろしくお願いします。

ありがとうございました。

（大西 幸江 議員、降壇）

○(前田 省二 議長) はい。

これで、大西議員の質問を終わります。

日程第8、報告事項

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、報告事項第7号、「令和3年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告をお願いします。

○(坂上 将人 総務課長) （挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、「財政健全化判断比率及び資金不足比率について」報告いたします。

本制度は、地方公共団体の財政破綻が住民の皆様の日常生活に重大な影響を及ぼすことから、法律で議会に報告することが義務付けられたものでございます。

説明資料の1/6ページをお開きください。

本様式は、財政健全化判断比率の状況を表す四つの財政指標を表示しております。

実質赤字比率と連結実質赤字比率が一（ハイフン）で表示されていますが、これは本町で赤字がなかったことを表わしております。実質公債比率は13.0%、下の表の国が示す早期健全化基準25.0%や地方債を借入れる際に、県の許可が必要な団体となる18.0%を大きく下回っております。将来負担費比率は39.2%、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。この四つの指標について、二つの指標で赤字がないこと、残る二つの指標で基準を大きく下回っていることから、財政運営上健全な数値であったと言えます。

2/6ページ目をお願いします。

こちらは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表示しております。

一般会計、特別会計、企業会計の実質収支額を表示しておりまして、左側の中段あたりの実質赤字比率がマイナス3.08%、右側下段の連結実質赤字比率がマイナス18.54%と、どちらもマイナス数値であることから黒字であったことを表わしております。

3/6ページをお願いします。

こちらは、実質公債費比率の状況を表示しております。

実質公債費比率は、3ヶ年の平均値を示すものでございまして、令和元年度から令和3年度の3年間の平均値、中段右端の実質公債費比率にありますとおり、上島町は13.0%となりました。

その左側にある単年度の実質公債費比率をご覧ください。

令和3年度、単年度の実質公債費比率は約12.5%で、前年度と比較して約0.6%の減とな

っております。これは主に左上にある、①元利償還金の減。⑬普通交付税の額が増となったことが要因となっております。

4/6ページをお願いします。

こちらは、将来負担比率の状況を表示したものです。

本町における将来負担比率は、下段の計算式によって求められます。計算式の上段、分子の額については、将来負担額Aが、上段の将来負担額の合計額、充当可能財源等Bが、中段の充当可能財源等の合計額になっております。分母については、令和3年度の標準財政規模から令和3年度に公債費等として、普通交付税に算入された額を差引いた額となります。

その結果、令和3年度の上島町の将来負担比率は39.2%、昨年度と比較して5.7ポイントの減となっております。これは上段の地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額の減少などによるものです。将来負担比率が100%以下であるということは、将来に対する負担を現年度の歳入で賄えるという意味からも健全であると言えます。

5/6ページをお願いします。

こちらは、公営企業会計に係る資金不足額等の状況を一覧で表しております。

上島町では、法適用企業が上水道、法非適用企業が簡易水道、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、船舶事業の各会計が該当となっております。法適用企業③、法非適用企業の⑥の列、資金不足額、譲与額の欄がいずれも整数であることから、資金不足額が発生しておらず、法適用企業④、法非適用企業⑦の列の資金不足比率の欄は全て－（ハイフン）で表示されていることから、資金不足は発生しておりません。

6/6ページをお願いします。

令和4年8月4日に監査委員の審査を受けまして、本書のとおり審査意見書をいただいております。

以上のように、令和3年度における上島町の財政健全化指標は、全ての項目において基準内であったという結果になっております。しかしながら、近年は義務的経費の増加等により、基金の取崩しが続いておりましたので、今後も経常経費等の削減を図りながら、健全な指標を維持できるよう努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○（前田 省二 議長）

はい、以上、報告がありました。

これで報告事項を終わります。

途中でございますが、お昼に近いので、これでお昼休憩、13時再開といたしたいと思えます。よろしいでしょうか。（議員から「はい」「異議なし」の声あり）

ほじゃ、13時より再開といたします。

（休憩 11時54分 ～ 12時59分）

日程第9～第24 議案第59号～第74号

○（前田 省二 議長）

再開いたします。

続いて、日程第9、議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第24、議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第24、議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題といたします。

それでは、議案第59号から議案第74号についての提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の内容につきましては、田中会計管理者から説明いたします。

○(田中 耕造 会計管理者) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。田中会計管理者。

○(田中 耕造 会計管理者) はい。

○(前田 省二 議長) どうぞ、座ったままで。

○(田中 耕造 会計管理者) はい。

ただいま、議長から自席での発言をお許しいただきましたので、座って説明させていただきます。

それでは、今回提出させていただきました上島町の16会計の決算につきましては、予算決算委員会に付託され御審議いただく予定をいただいておりますので、私の方からは、当該年度分全体の収支の結果を表した実質収支に関する調書により、各会計の概要を説明させていただきます。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出させていただきましたので、参考にしてください。

それでは、はじめに一般会計について御説明いたします。

決算書の212ページをお開きください。

地方交付税が歳入全体の54.4%を占めた、歳入総額71億7,866万3,185円に対しまして、歳出総額70億1,620万7,725円で、歳入歳出差引額は1億6,245万5,460円となりましたが、このうち、10ページ、11ページに記載しています14件の繰越事業に係る財源2,998万5,000円を控除した実質収支額は1億3,247万460円となっております。

次に、国民健康保険事業会計について御説明いたしますので、232ページをお開きくださ

い。

一般会計から歳入全体の10.4%に当たる9,140万円を繰入れた歳入総額8億7,494万8,760円に対しまして、歳出総額は8億6,343万6,440円で、歳入歳出差引額は1,151万2,320円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、国民健康保険診療所事業会計について御説明いたしますので、246ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の67%に当たる4,670万円を繰入れた歳入総額6,974万375円に対しまして、歳出総額は6,908万3,485円で、歳入歳出差引額は65万6,890円となっており、実質収支も同額であります。

次に、へき地出張診療所事業会計について御説明いたしますので、258ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の24.6%に当たる160万円を繰入れた歳入総額650万9,502円に対しまして、歳出総額は576万9,993円で、歳入歳出差引額は73万9,509円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、後期高齢者医療事業会計について御説明いたしますので、270ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の29.2%に当たる4,250万円を繰入れた歳入総額1億4,563万8,100円に対しまして、歳出総額は1億4,465万4,636円で、歳入歳出差引額は98万3,464円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、公共下水道事業会計について御説明いたしますので、288ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の66.3%に当たる2億3,450万円を繰入れた、歳入総額3億5,357万2,494円に対しまして、歳出総額は3億5,161万4,012円で、歳入歳出差引額は195万8,482円となりましたが、このうち、274ページ、275ページに記載しています1件の繰越事業に係る財源60万円を控除した実質収支額は135万8,482円となっております。

次に、簡易水道事業会計について御説明いたしますので、300ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の85.9%に当たる5,150万円を繰入れた歳入総額5,996万390円に対しまして、歳出総額は5,915万704円で、歳入歳出差引額は80万9,686円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、CATV事業会計について御説明いたしますので、314ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の16.6%に当たる720万円を繰入れた歳入総額4,326万4,881円に対しまして、歳出総額は4,257万4,171円で、歳入歳出差引額は69万710円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、農業集落排水事業会計について御説明いたしますので、328ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の69.8%に当たる4,400万円を繰入れた歳入総額6,303万7,210円に対しまして、歳出総額は6,211万3,998円で、歳入歳出差引額は92万3,212円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護保険事業会計について御説明いたしますので、360ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の15.5%に当たる1億3,350万円を繰入れた歳入総額8億6,010万367円に対しまして、歳出総額は8億4,885万3,281円で、歳入歳出差引額は1,124万7,086円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護サービス事業会計について御説明いたしますので、380ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の51.8%に当たる2,170万円を繰入れた歳入総額4,188万2,550円に対しまして、歳出総額は4,169万3,815円で、歳入歳出差引額は18万8,735円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、浄化槽事業会計について御説明いたしますので、392ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の68.4%に当たる2,400万円を繰入れた歳入総額3,507万6,437円に対しまして、歳出総額は3,440万5,382円で、歳入歳出差引額は67万1,055円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、魚島船舶事業会計について御説明いたしますので、406ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の27.1%に当たる3,700万円を繰入れた、歳入総額1億3,667万9,979円に対しまして、歳出総額は1億3,534万5,923円で、歳入歳出差引額は133万4,056円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、特別養護老人ホーム事業会計について御説明いたしますので、424ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の35.2%に当たる1億4,810万円を繰入れ、さらに特別養護老人ホーム海光園基金から、200万円を取崩した歳入総額4億2,065万9,142円に対しまして、歳出総額は4億1,864万2,629円で、歳入歳出差引額は201万6,513円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、生名船舶事業会計について御説明いたしますので、438ページをお開きください。

一般会計からの繰入れはなく、歳入総額は3億637万3,960円、歳出総額は2億4,700万5,914円で、歳入歳出差引額は5,936万8,046円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、上水道事業会計について御説明いたしますので、440ページをお開きください。

まず、集収益的収入及び支出ですが、収入が2億5,594万5,103円であるのに対して、支出は2億4,069万1,076円となりました。

次に、442ページをお開きください。

資本的収入及び支出では、6,006万5,350円の資金不足を生じましたが、欄外に記載していますとおり、その不足額につきましては、長期前受金戻入で補填いたしております。

次に、444ページの2損益計算書をご覧ください。

経営成績につきましては、1の営業収益と3の営業外収益を合わせた総収益が2億3,814万3,196円となり、2の営業費用と5の特別損失を合わせた総費用2億2,288万9,200円を差引いた1,525万3,996円の当年度純利益が生じました。

これに前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度末処分利益剰余金は2億7,202万9,343円となり、右側の445ページ、4剰余金処分計算書の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越利益剰余金として、計上しております。

なお、446ページから459ページにかけて、貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び事業報告書など添付しておりますので、後ほど御参照ください。

最後に461ページ以降には、財産に関する調書及びその他の附属書類を添付しておりますので、こちらも後ほど御参照ください。

以上をもちまして、令和3年度の上島町一般会計、特別会計及び公営事業会計、あわせて16会計の決算の概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、予算決算委員会におきまして、各所管から説明をさせていただきますので、御審議をいただき、認定を賜りますようお願い申し上げ、私からの説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい、提案理由の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員の森本委員に、監査報告をお願いしたいと思います。

(森本 英隆 監査委員、登壇)

○(森本 英隆 監査委員)

それでは、令和3年度上島町一般会計、特別会計並びに上水道事業会計の決算監査の結果を報告いたします。

監査意見書。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書及び上水道事業決算者を審査した結果、収支とも正当と認めます。

令和4年8月4日、上島町長、上村俊之様。

上島町監査委員、森本英隆、同じく上島町監査委員、大西幸江。

次に、決算の概要について報告いたします。

令和3年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額資金運用状況審査意見書の2ページの最上段にありますとおり、全会計の決算総額は、昨年対比86.8%の103億4,055万円となっております。

一般会計歳入につきましては、5ページの最後でございますが、主に、前年の大型事業の完成により、昨年対比87.3%の71億7,866万円となっております。

歳出につきましては、6ページの合計で、70億1,620万円、昨年対比93.1%で、翌年度繰越明許費を除くと実質執行率は95.2%で、適正に執行されていると認定いたしました。

特別会計の繰入金につきましては、8ページにありますように8億8,370万円で、昨年対比は93.3%で減少となっております。

基金につきましては、11ページにありますとおり、減債基金と生名船舶基金の増等により、7,945万円増加しております。

財政構造につきましては、10ページにありますとおり、実質公債費比率は13%、将来負担比率は39.2%で、資金不足比率の資金不足はございません。

財政力指数は0.15で横ばいに保たれております。

続きまして、3 ページから本決算についての所見及び改善検討事項について記載させていただきましたが、所見 1 件、改善検討事項 7 件を提案しております。

所見につきましては、町税である町民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収率は、前年度に引き続き、納税者の皆さんの御協力により、愛媛県下でも高い徴収率となっております。

改善検討事項につきましては、町財政が益々厳しさが増している中、最小経費で最大の効果が上げられるよう、町有財産の有効活用、行政のデジタル化による利便性の向上、公共施設の計画的な維持管理費の確保等、十分に御検討いただきますよう要望いたします。

次に、上水道事業会計につきましては、令和 3 年度上島町上水道事業会計決算審査意見書、5 ページの別表にありますとおり、税抜収益的収入決算額 2 億 3,814 万円で、前年度比 3.4% の増に対し、収益的支出決算額は 2 億 2,288 万円で、前年度比 1.4% の減となりました。この結果、経常収支比率は 106.9% と前年度と比べ 5 % 増加し、1,525 万円の当年度純利益を得ることができました。

資本的収入及び支出におきましては、2 ページの中段にありますとおり、税込み 6,006 万円で、不足する資本的収入額は、長期前受金戻入で補填しております。

なお、7 ページの貸借対照表にあります、当年度未処分利益剰余金 2 億 7,202 万円は、公共的必要剰余金として翌年度に繰越されます。

また、最後のページにあります経営健全化審査につきましては、資金不足比率はマイナスとなっており、経営は良好な状態と認められます。今後とも安心安全、そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定させ、企業会計としての目的が達成されますよう、一層の努力をお願いいたします。

終わりにりましたが、7 月 25 日から 8 月 4 日まで、昨年度の決算監査を行うに当たり、お忙しい中、各課長をはじめ担当者から格別の御配慮をいただきましたことに感謝を申し上げます、監査報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

はい、提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで、森本監査委員には、退席していただいてもよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)はい。

ありがとうございました。それでは、森本監査委員、退場してください。

(森本 英隆 監査委員、退場)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 59 号から議案第 74 号においては、予算決算委員会に付託して審議することに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号から議案第 74 号については、所管の予算決算委員会に付託して審議することに決定しました。

よって、本日ここでの質疑は省略いたします。

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25、議案第75号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第75号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙の公費負担の限度額に準じた措置を行うため、関係する条例を整備する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、坂上総務課長から説明いたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

改正内容について説明いたしますので、お配りしております説明資料をご覧ください。

1日当たりの選挙運動用自動車のレンタル料が、1万5,800円から1万6,100円に、燃料代が7,560円から7,700円になるほか、選挙運動用ビラの作成にかかる公費負担、1枚当たり単価が7円51銭から7円73銭に上げられ、また、選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担、1枚当たり単価の算定の基礎となる数値につきましても、525円6銭が、541円31銭に、31万500円が31万6,250円にそれぞれ上げられるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第25、議案第75号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第76号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第26、議案第76号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第76号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、育児休業等に係る人事院規則等の改正に伴う、国家公務員の取扱いとの均衡を図り、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、坂上総務課長から説明いたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

改正内容について説明いたしますので、お配りしております説明資料をご覧ください。

1の育児休業の取得回数制限の緩和は、法改正により育児休業等計画書の提出なしで、育児休業の原則2回の分割取得を取得可能とするものでございます。

2、3につきましては、非常勤職員、会計年度任用職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、2につきましては、子の出生後8週以内に行う育児休業、いわゆる産後パパ育休につきまして、取得の任期に係る要件でありました子が1歳6ヶ月に達する日までを、この出生日から起算して8週間と6ヶ月を経過する日までに緩和するものです。

3につきましては、育児休業の開始日が、1歳到達日の翌日に限られていたものを、配偶者の育児休業期間の末尾の翌日以前の日に改正するもので、開始日の範囲を拡大することによりまして、当該期間の途中でも夫婦交代で取得することができるよう、柔軟な取得を可能とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第26、議案第76号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第77号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第27、議案第77号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第77号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、令和4年10月1日から継続的な子育て支援の充実を図るため、対象年齢を15歳から18歳に達する最初の3月末、末日までに拡充することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

改正内容につきましては、田房住民課長から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

それでは、主な改正内容について説明いたします。

参考資料、新旧対照表の1/2ページをご覧ください。

第2条第1項の年齢を18歳に改正し、第1号の該当するものの要件イに、「アの要件を満たさないにことにつき町長が特別の理由があるものと認める者」を追加しています。これは、町外に住所登録している学生等が該当いたします。

第4号に「本町以外の市区町村による医療費の給付を受けていない者」を追加しています。2/2ページをご覧ください。

第3条の「保護者であって上島町に住所を有する者でなければならない」を「保護者とする」とし、「ただし、子どもが結婚している場合は、当該子どもとする。」を追加しています。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい、ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第27、議案第77号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。全員多数です。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第28～第30、議案第78号～第80号

○（前田 省二 議長）

お諮りいたします。

日程第28、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」から日程第30、議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の「補正予算案3件」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」から日程第30、議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の「補正予算案3件」につきまして、一括議題といたします。

それでは、議案第78号から議案第80号の補正予算案3件について、順次説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長） はい。

議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,200万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和4年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が9,900万円。特別会計は610万円で、その内訳は、農業集落排水事業会計240万円、介護保険事業会計370万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、地方特例交付金161万8,000円。次に、地方交付税 1 億2,204万1,000円。これは、普通交付税です。国庫支出金3,087万円。これは、離島活性化交付金等です。県支出金8,487万9,000円。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及びえひめ消費活性化支援事業費補助金等です。寄附金1,020万円。これは、ふるさと納税寄附金です。繰入金マイナス 2 億2,200万円。これは、財政調整基金繰入金です。繰越金6,217万6,000円。これは、前年度繰越金です。諸収入1,041万6,000円。これは、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金等です。町債マイナス120万円。これは臨時財政対策債です。以上、9,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1)の生活応援商品券事業は、愛媛県の消費活性化支援事業補助金を受けて、全町民に 1 人当たり5,000円分の商品券を配布するもので、新型コロナウイルスの影響が続く中、原油価格や物価の高騰による家計負担の軽減を図るとともに、町内の事業者を支援するもので、金額は3,507万3,000円です。

2 番目として、主な変更事業について説明いたします。

(1)の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、補助金等の追加交付によるもので、金額は3,155万8,000円です。

(2)のかみじま滞在型観光応援割事業は、町内の宿泊料金又は体験プログラム料金の 2 分の 1 を補助するもので、こちらも県の消費活性化支援事業補助金を受けて予算を増額し、金額は1,504万円です。

3 番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するにいたりしました。

以上で、議案第78号、「令和 4 年度上島町一般会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい、続きまして、議案第79号、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」について、説明いたします。

1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第 1 条にございますように歳入歳出予算の総額をそれぞれ240万円追加し、歳入歳出予算の総額を6,590万円といたします。

補正の予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金200万円、及び 7 款 1 項 1 目、前年度繰越金40万円増額補正するものでございます。

次に、歳出ですが 8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、12節の保守点検委託、及び水質分析業務委託について、入札減少金が生じたことにより減額いたします。14節、工事請負費については、前年度に佐島地区処理場において、2 台のうち 1 台の吐水排出装置の取替えを実施いたしましたが、もう 1 台についても

シリンダー部分に不具合が生じたため、取替工事を実施するものです。

なお、予備費を歳出総額調整のため、増額補正しております。

以上で、議案第79号、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長)

議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,620万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目の介護給付費負担金の過年度分296万2,000円の増は、令和3年度、国費負担金の実績において追加交付となったものです。3款2項4目の介護保険事業補助金68万3,000円の増は、今回歳出で計上している業務委託の2分の1補助になります。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費委託料の136万8,000円の増は、愛媛県が市町業務標準化モデル構築事業を実施することに伴い、介護保険システムの改修を行うためのものです。

9ページをお願いいたします。

7款1項3目の償還金利子及び割引料の217万3,000円の増は、前年度の支払基金交付金及び保険料軽減国費交付金の額が確定したことにより、償還金が生じたものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありましたが、議案第78号から議案第80号までの補正予算案3件の審査につきましても、所管の予算決算委員会に付託することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの補正予算案3件の審査につきましても、所管の予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

よって、ここでの質疑は省略いたします。

○(前田 省二 議長)

はい、途中でございますが、10分間休憩といたします。再開は（午後）3時です。あ、（午後）2時です。ごめんなさい。

（休憩 13時48分 ～ 13時59分）

日程第31及び第32、議案第81号及び第82号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

それでは、日程第31、議案第81号及び日程第32、議案第82号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同様の人事案件でありますので、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、日程第31、議案第81号及び日程第32、議案第82号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は一括議題といたします。

それでは、2件あわせて提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第81号及び議案第82号の提案理由を説明させていただきます。

上島町固定資産評価審査委員会委員2名が、令和4年11月18日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める委員につきましては、議案第81号、魚島地区、中村一義氏。議案第82号、岩城地区、森本隆人氏の2名の委員でございます。御案内のように、お二人とも再任でございます。それぞれの略歴については、別紙に添付させていただいておりますので、御参照いただけたらと思います。

以上です。

○(前田 省二 議長)

はい、ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は人事案件であり、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

はじめに、議案第81号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、中村一義氏を選任することについて、同意する方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。全員です。起立全員です。

よって、議案第81号は、同意することに決定いたしました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第82号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、森本隆人氏に選任することについて、同意する方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第82号は、同意することに決定いたしました。

日程第33、議案第83号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第33、議案第83号の「上島町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第83号の提案理由を説明させていただきます。

提案理由は、令和4年9月21日をもって、委員の一人が任期満了となるため、委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

同意をお願いしたい方のお名前は、古江克巳氏でございます。この履歴或いは推薦調書については、別紙につけておりますので御参考にいただければと思います。

よろしくお祈りいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は人事案件であり、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、ただちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(山本事務局長、議場閉鎖)

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員数は(議長を除き)11名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を大西議員、亀井議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（山本事務局長、議席順に投票用紙を配布）

○（前田 省二 議長）

念のため、申し上げます。

この投票も、候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は「否」とみなします。

用紙の配布もれは、ありませんか。（「ありません」の声あり）はい。

配布もれなしと認めます。

○（前田 省二 議長）

投票箱を点検いたします。

（山本事務局長、投票箱（蓋・箱の順）の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○（山本 勝幸 事務局長）

（点呼・投票）

2 番、林敬生議員。3 番、藤田議員。4 番、山上議員。5 番、宮地議員。

6 番、林康彦議員。7 番、池本光章議員。8 番、大西議員。9 番、亀井議員。

10 番、濱田議員。11 番、池本興治議員。12 番、藏谷議員。

○（前田 省二 議長）

投票もれはございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

○（前田 省二 議長）

開票を行います。

大西議員、亀井議員、登壇して、開票の立会いをお願いいたします。

（大西 幸江 議員、亀井 文男 議員、登壇）

事務局長、投票箱を開けて開票してください。

（山本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す）

（大西 幸江 議員、亀井 文男 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

それでは、議案第83号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成9票、反対3票。以上のとおり、賛成が多数です。

従って、議案第83号は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（林敬生議員から「議長すみません。数が合わないんですけど」の声あり）

ん、ほんまじゃ。

(山本事務局長、再度、投票結果を確認)

申し訳ございません。賛成が８で、反対が３票でございました。たいへん御迷惑かけました。

(山本事務局長、議場閉鎖)

日程第34～第41、議案第84号～第91号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

次の日程第34、議案第84号から日程第41、議案第91号までの「上島町農業委員会委員の選任について」の８件は同様の人事案件であります。一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

異議なしと認めます。

それでは、日程第34、議案第84号から日程第41、議案第91号までの「上島町農業委員会委員の選任について」の８件は、一括議題といたします。

それでは、８件あわせて提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

議案第84号から議案第91号の提案理由を説明させていただきます。

上島町農業委員会委員の任期が、令和４年10月30日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第８条第１項、第５項及び第６項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める委員につきましては、議案第84号、西原邦彦氏。議案第85号、仲平まゆみ氏。第86号、砂川正治氏。第87号、小西佳子氏。第88号、古本貢氏。第89号、田中一富氏。第90号、村上穂氏。議案第91号、竹川修氏の８名でございます。

それぞれの略歴については、添付をさせていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

本件は人事案件であり、上島町議会申合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、ただちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

(山本事務局長、議場閉鎖)

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員数は（議長を除き）11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に濱田議員、池本興治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（山本事務局長、議席順に投票用紙を配布）

○（前田 省二 議長）

念のため、申し上げます。

各議案の候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は「否」とみなします。

投票用紙のもれは、ありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

配布もれなしと認めます。

○（前田 省二 議長）

投票箱を点検してください。

（山本事務局長、投票箱（蓋・箱の順）の点検、議席・議長の方に向け、何も入っていないことを確認）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

○（山本 勝幸 事務局長）

（点呼・投票）

2番、林敬生議員。3番、藤田議員。4番、山上議員。5番、宮地議員。

6番、林康彦議員。7番、池本光章議員。8番、大西議員。9番、亀井議員。

10番、濱田議員。11番、池本興治議員。12番、藏谷議員。

○（前田 省二 議長）

投票もれはありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

○（前田 省二 議長）

開票を行います。

濱田議員、池本興治議員、登壇して開票の立会いをお願いいたします。

（濱田 高嘉 議員、池本 興治 議員、登壇）

事務局長、投票箱を開け、開票してください。

（山本事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す）

（濱田 高嘉 議員、池本 興治 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

投票の結果を報告します。

まず、議案第84号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上の

とおり、賛成が多数です。

したがって、議案第84号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第85号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第85号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第86号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第86号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第87号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成10票、反対1票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第87号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第88号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第88号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第89号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第89号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第90号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第90号は、同意することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第91号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち賛成9票、反対2票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第91号は、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(山本事務局長、議場開鎖)

日程第42、議案第92号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第42、議案第92号、「新町建設計画の変更について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第92号、新町建設計画の変更について説明いたします。

提案理由といたしましては、市町村合併特例事業の実施にあたり、新町建設計画の変更の必要が生じ、愛媛県との正式な協議が整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

変更の内容につきましては、檜垣企画情報課長から説明いたします。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

それでは、計画の変更内容を御説明いたします。

添付資料の上島新町建設計画、令和4年9月改訂版をご覧ください。

この建設計画は、平成16年に上島合併協議会が、合併後の新町を建設していくための基本方針を定め、新町の速やかな一体化を促進するために策定したもので、平成17年度から令和6年度までの20年間の計画となっております。

今回改訂したところは、朱書きで表しております。

今回の主な改訂点は、今年3月にゆめしま海道最後の架橋であります岩城橋が完成したことに伴う、計画内容の一部変更、その他計画内容についての一部時点修正、計画事業の事業費等の変更による内容変更、新規事業である愛媛県立弓削高等学校学生寮整備事業の追加でございます。

変更内容を御説明いたしますので、参考資料1の新旧対照表1ページをご覧ください。

先ほど申し上げました岩城橋が完成したことに伴い、位置図の岩城橋に令和4年3月供用開始と修正をしております。

なお、この岩城橋開通に関連して、3ページの「2-2住民のニーズ」、「2-4地域の特性と課題」、6、7ページにまいりまして、「5-5いきいきとした生活をささえる『生活基盤が充実したまちづくり』」の文面も一部修正しております。

なお、1ページ、2ページ、4ページ、5ページ、8ページ、9ページ、10ページにおきましては、時点修正の必要な人口等の数値や内容等を変更しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

新規事業として計画しております愛媛県立弓削高等学校学生寮整備事業を追加したこと

から、「1) 学校教育の充実」の「老朽化の見られる校舎や教職員住宅等については、適切な整備を図ります。」のあとに、「また、町外からの離島留学生のための施設等を整備します。」を追加しております。

あわせて、6 ページの「『教育・文化のまちづくり』重点事業」の表の「重点事業」に「離島留学生のための施設等の整備」、「概要」に「学生寮の整備」を追加しております。

続いて、8 ページをお願いいたします。

「『生活基盤が充実したまちづくり』重点事業」の表の一番下の「防災行政無線更新事業」について、国の交付金を活用したため「防災情報伝達システム構築事業」に名称を変更しております。

次に、A 3 版の参考資料 2 をご覧ください。

これにつきましては、市町村建設計画掲載事業（市町村事業）を掲載しておりまして、先ほど御説明いたしました新規事業の愛媛県立弓削高等学校学生寮整備事業については、9 ページのNo.52に追加しております。また、本資料についても、各事業の事業実施、完成実績等に伴い、事業概要や実施期間、事業費等を朱書きで変更させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第92号、「新町建設計画の変更について」の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（沈黙）ありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第42、議案第92号、「新町建設計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第43及び第44、報告第3号及び第4号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第43、報告第3号及び日程第44、報告第4号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、日程第43、報告第3号及び日程第44、報告第4号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第4号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第3号、伊方町及び県立三崎高等学校寄宿舎の視察訪問。

報告第4号、町民と町議会議員の意見交換会。

以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第45、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第45の「議員派遣の件」を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり「上島町男女共同参画講演会」に議員を派遣することにいたしたいと思います。

お諮りいたします。

「上島町男女共同参画講演会」に議員を派遣することに、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、「上島町男女共同参画講演会」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和3年度各会計歳入歳出決算認定案16件」並びに「令和4年度補正予算案3件」については、9月21日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りします。

本日は、これで散会することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたします。決定し、本日はこれで散会いたします。

御苦勞様でございました。

（起立、礼）

（了）

(令和4年9月8日 午後2時45分 散会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 宮地 利雄

署名議員 林 康彦